



平成 21 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 カワタ
代 表 者 取締役社長
執行役員営業部門統括 湯川 直人
(JASDAQ コード番号 6292)
問い合わせ先 常務取締役
執行役員管理部門統括 尾崎 彰
T E L (06) 6531-8211

訴訟の完結に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 27 日に株式会社松井製作所から訴訟の提起を受けておりましたが、株式会社松井製作所の訴えの取り下げにより訴訟が完結することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の提起があった裁判所および年月日
大阪地方裁判所 平成 20 年 5 月 27 日

2. 当該訴訟を提起した者

- (1) 商 号 株式会社松井製作所
- (2) 登記上本店 大阪府大阪市中央区谷町 6 丁目 5-26
- (3) 本社所在地 大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 4-70
- (4) 代表者 代表取締役社長 松井宏信

3. 当該訴訟の内容および請求金額

(1) 内 容

当社が製造・販売するプラスチック用低速粉砕機（商品名：G MASTER、型番：KG-250、KG-350、KG-450）が株式会社松井製作所の有する特許権を侵害しているとして、「当該低速粉砕機の製造・販売の差止め」、「当該低速粉砕機の製品・半製品の廃棄」、「111,220 千円の損害賠償」を請求するもの。

(2) 損害賠償請求金額 111,220 千円

4. 経緯

- (1) 平成 20 年 5 月 20 日 当社から特許庁に対し、松井製作所の有する特許第 3966892 号につき、無効審判請求を提起
- (2) 平成 20 年 5 月 27 日 株式会社松井製作所が大阪地方裁判所に対し上記特許権に基づく当該訴訟（上記 1.～3.）を提起
- (3) 平成 21 年 1 月 23 日 特許庁により上記特許権を無効とする旨の審決
- (4) 平成 21 年 2 月 25 日 株式会社松井製作所は上記無効審決の取消を求め、知的財産高等裁判所に対し審決取消請求を提起
- (5) 平成 21 年 10 月 28 日 知的財産高等裁判所が上記審決取消請求を棄却
- (6) 平成 21 年 11 月 26 日 株式会社松井製作所が当該訴訟の全部を取り下げ
- (7) 平成 21 年 11 月 27 日 上記訴訟取り下げに当社が同意

以 上